

愛知県自動車排出窒素酸化物及び粒子状物質総量削減計画策定協議会条例

(平成十四年三月二十六日愛知県条例第三号)

(趣旨)

第一条 この条例は、自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成四年法律第七十号）第十条第二項の規定に基づき、愛知県自動車排出窒素酸化物及び粒子状物質総量削減計画策定協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第二条 協議会は、委員三十五人以内で組織する。

2 委員は、知事及び次に掲げる者のうちから知事が任命する者をもって充てる。

- 一 愛知県公安委員会の委員長
- 二 関係市町村の長
- 三 国の関係地方行政機関の長
- 四 関係道路を管理する公共的機関の長
- 五 その他知事が必要と認める者

3 前項第五号に掲げる者のうちから任命される委員の任期は、二年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 前項の委員は、再任されることができる。

(会長)

第三条 協議会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第四条 協議会は、会長が招集する。

2 協議会においては、会長が議長となる。

3 協議会は、会長（会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する者）及び半数以上の委員が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。

4 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(幹事)

第五条 協議会に、幹事四十五人以内を置く。

2 幹事は、県の職員、第二条第二項第二号から第四号までに掲げる者のうちから任命される委員の属する機関の職員又は同項第五号に掲げる者のうちから任命される委員の属する団体の役員若しくは職員のうちから、知事が任命する。

3 幹事は、協議会の所掌事務について、委員を補佐する。

(雑則)

第六条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。